

○表彰規則

昭和四十二年九月一日
宮城県規則第六十三号

表彰規則をここに公布する。

表彰規則

(趣旨)

第一条 この規則は、別に定めるもののほか、知事の行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平一四規則七九・平一六規則二八・一部改正)

(用語の意義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 部局長 部制条例(昭和三十五年宮城県条例第四十一号)による部の長及び行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)による出納局の長をいう。

二 所長 行政組織規則による地方機関の長及び地方機関の支所の長をいう。

(昭四九規則一八・平一二規則一六二・平一四規則七九・平一六規則二八・一部改正)

(表彰の主体)

第三条 表彰は、知事が行う。ただし、第八条から第十条までの表彰は、部局長又は所長が行うことができる。

(平二規則五・一部改正)

(表彰の方法)

第四条 表彰は、県民栄誉賞を授与し、又は顕彰状、表彰状、褒状若しくは賞状を授与し、若しくは感謝状を贈呈して行う。

2 前項の表彰には、金品のほか、消防関係の個人又は団体に対しては功労賞(様式第一号)、永年勤続章(様式第二号)、表彰旗(様式第三号)又は竿^{かん}頭^{じゆ}綬(様式第四号)を加授することができる。

(平二規則五・一部改正)

(県民栄誉賞を授与して行う表彰)

第五条 県民栄誉賞を授与して行う表彰は、文化、スポーツ等の分野において輝かしい業績を上げ、かつ、広く県民に敬愛され、県民に希望と活力を与えたと認められるもので功績の顕著なものに対して行う。

(平二規則五・追加)

(顕彰状を授与して行う表彰)

第六条 顕彰状を授与して行う表彰は、生命の危険を冒して人命を救助した者又は殉職した者で功績の顕著なものに対して行う。

(平二規則五・旧第五条繰下・一部改正)

(表彰状を授与して行う表彰)

第七条 表彰状を授与して行う表彰は、多年県勢の進展、県民の福祉の増進に寄与した次の各号の一に該当するものに対して行う。

- 一 自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し、徳行顕著なもの
- 二 地方自治の振興に貢献し、その功績顕著なもの
- 三 産業の開発又は経済の振興に貢献し、その功績顕著なもの
- 四 教育学芸の振興又は体育の向上に貢献し、その功績顕著なもの
- 五 生活の改善、風俗の善導に貢献し、その功績顕著なもの
- 六 民生の安定に貢献し、その功績顕著なもの
- 七 保健衛生の向上に貢献し、その功績顕著なもの
- 八 治安の維持及び交通の安全に貢献し、その功績顕著なもの
- 九 風水害、震火災等の非常災害に際し、災禍の防止又は復旧に努め、その功績顕著なもの
- 十 防災思想の普及又は防災施設の整備に努め、その功績顕著なもの
- 十一 調査又は統計の向上に貢献し、その功績顕著なもの
- 十二 納税又は貯蓄の推進に貢献し、その功績顕著なもの
- 十三 交通運輸の改良及び発達に貢献し、その功績顕著なもの
- 十四 発明考案又は改良に貢献し、その功績顕著なもの
- 十五 その他特に表彰に価すると認められるもの

(平二規則五・旧第六条繰下・一部改正、平一六規則二八・一部改正)

(褒状を授与して行う表彰)

第八条 褒状を授与して行う表彰は、表彰状を授与して表彰するものに次いで功績が顕著なものに対して行う。

(平二規則五・旧第七条繰下・一部改正)

(賞状を授与して行う表彰)

第九条 賞状を授与して行う表彰は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

- 一 展覧会、品評、共進会等の行事において優秀な成績をおさめたもの
- 二 学校、研修会、講習会等において優秀な成績をおさめた者
- 三 コンクールその他の催し等において優秀な成績をおさめたもの
- 四 その他特に表彰に価すると認められるもの

(平二規則五・旧第八条繰下・一部改正)

(感謝状を贈呈して行う表彰)

第十条 感謝状を贈呈して行う表彰は、公共の事務に積極的に協力し、又は援助し、感謝するに足ると認められるものに対して行う。

(平二規則五・旧第九条繰下・一部改正)

(遺族追賞)

第十一条 知事は、第七条の表彰を受ける者の功績と同等以上の功績があると認められる者が死亡したときは、その遺族を追賞することができる。

(平二規則五・旧第十条繰下・一部改正)

(表彰の推薦)

第十二条 市町村長は、第五条から前条までの規定により表彰することが適当と認められるものがあるときは、その功績を調査し、知事、所長に推薦することができる。

2 公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は、第五条から前条までの規定により表彰することが適当と認められるものがあるときは、その功績を調査し、知事に推薦することができる。

(平二規則五・旧第十一条繰下・一部改正、平一六規則二八・平一六規則一三二・平二三規則二九・一部改正)

(再度表彰)

第十三条 この規則の規定に基づき表彰されたものが更に功績があつたときは、重ねて表彰することができる。

(平二規則五・旧第十二条繰下)

(登録等)

第十四条 知事は、第五条から第七条までの規定により表彰を受けたものを表彰者名簿に登録し、永久に保存するものとする。

(平二規則五・旧第十三条繰下・一部改正)

(功労章等の着用)

第十五条 功労章及び永年勤続章は、本人に限り公の儀式等の際着用するのを例とする。

2 功労章及び永年勤続章は、右胸部に着けるものとする。

(平二規則五・旧第十四条繰下・一部改正)

(委任)

第十六条 この規則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

(平二規則五・旧第十五条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 表彰規則(昭和三十三年宮城県規則第四十五号)

二 消防功労者表彰規則(昭和三十一年宮城県規則第二十三号)

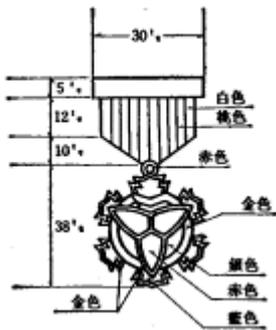
(経過措置)

3 第十五条の規定は、消防功勞者表彰規則の規定に基づき授与された功勞章又は永年勤続章についても適用する。

(平二規則五・一部改正)

様式第一号

(表)



(裏)



様式第二号

(表)



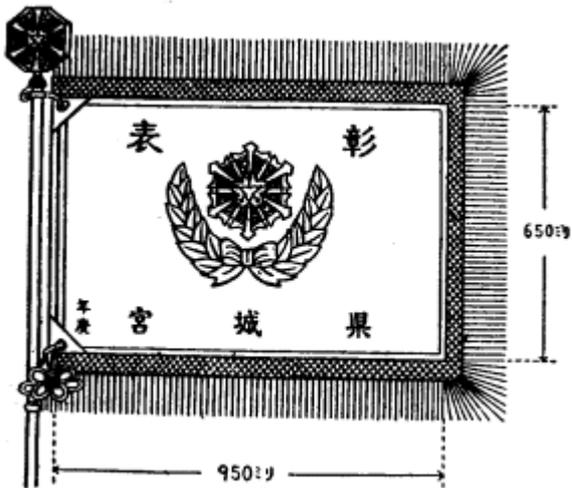
(裏)



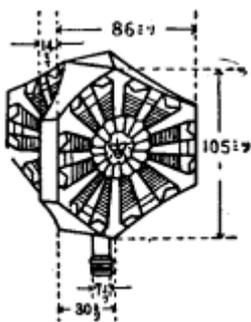
様式第三号

(平元規則二〇・一部改正)

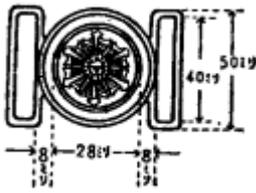
旗



竿頭



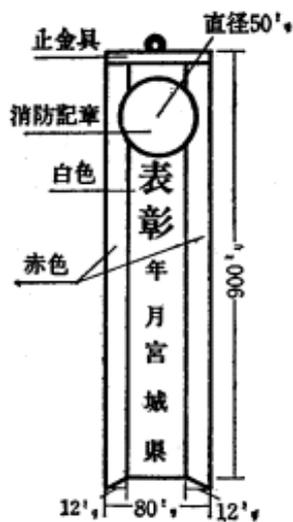
バンドの金具



備考

- 一 旗の生地は、本絹塩瀬羽二重あわせ旗とする。
- 二 旗の染色は、濃紺色とする。
- 三 旗の中央紋章及び文字は、金糸ししゅう仕上げ、月桂樹は、緑色の絹糸ししゅう仕上げとする。
- 四 竿<かん>頭の素材は、真ちゆう金色メッキとし、紋章は、打出し仕上げとする。
- 五 旗さおは、黒塗半四段巻及び金ねじ二本つぎとする。
- 六 バンドは、裏ラシヤ付きの牛本皮製とし、金具をつける。

様式第四号



備考

- 一 文字は黒色とする。
- 二 年月は、表彰の年月とする。

附 則(昭和四九年規則第一八号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第二〇号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条から第百十三条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則及び各県令(以下「規則等」という。)の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則等の規定によるものとみなす。

附 則(平成二年規則第五号)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一六二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則(平成一四年規則第七九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第二八号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第一三二号)

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成二三年規則第二九号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第三六号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。